

田上中学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

1 いじめ防止等についての基本的な考え方

(1) 基本原則

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、親和的な学校づくりを通して様々な活動に取り組むことができるなど、全ての生徒が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを旨とする。

いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、十分理解できるようにして、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないようにする。

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、田上中学校は、田上町教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指していじめ防止等の対策を行う。

いじめはどの生徒にも起こり得るといふこと、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るといふ事実を踏まえ、田上中学校の教育活動全体を通して、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させることが大切である。そのために田上中学校では、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ的確で具体的な方策を計画的・継続的に全校体制で取り組んでいく。

(2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

2 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称 この組織を「田上中学校いじめ防止推進会議」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭 等

※ 事案によってはスクールカウンセラー、SSW、町指導主事、町訪問相談員、学識経験者、PTA役員、主任児童員等を特別構成員とする。

(3) 組織の具体的な役割

- 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに係る情報、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止のための手立て

(1) いじめの未然防止のための基本的な考え方

未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりにあたることである。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える親和的な人間関係と学校風土を醸成することである。

さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導に細心の注意を払わなくてはならない。

(2) 「田上の12か年教育の重点」に基づくいじめの未然防止のための取組

「田上の12か年教育」は、キャリア教育を柱としている。その中で「人間関係形成力」の育成を柱の1つとしている。田上中学校では、中学校の3年間を町の12か年教育の出口の3年間と位置付けて「自己有用感」を高め、自律と思いやりの心をもって、胸を張って卒業していく生徒を育む。

以下は、文部科学省国立教育政策研究所が平成25年7月に発行したリーフレット「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」を参照にしている。

いじめに向かわせないためには、「規律」「学力」「自己肯定感」が大切である。

①集団づくりで絆を深める

- お互いを認め合い心が通い合う、学級づくり、学年づくり、学校づくりを行う。

②わかる授業づくりで自己肯定感を高める

- わかる授業づくりを行い、学習内容を理解させ、居心地の良い学級にする。

③田上町いじめ見逃しゼロスクール集会やこの集会に向けた各委員会活動を通して、正しい自治活動を促し自浄作用を高める。

④あたたかい気持ちを育むと共に、どんな言動がいじめなのかを具体的に教え指導する。

- いじめの加害者の多くが「いじめる気はなかった。からかっただけ。」と言う。
- 学校でおきたケース等を上げ、「死ね」「消えろ」「うざい」「学校に来るな」「きたない」等の言葉がどれだけ相手を傷つけるかを知らしめる。
- 「いじられキャラ」からいじめに発展するケースが多いことを知らしめる。
- 一人に対して複数以上でいじわるをしたり悪口を言ったりするのは、いじめであることを知らしめる。

4 いじめの早期発見の手立て

大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合って装って行われたりするなど、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって対応する。早い段階から情報収集に努め、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、対応する。このため、日頃から生徒の見守り体制や信頼関係の構築等に努め、生徒が発信する変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①いじめ実態調査…毎日の生活ノート点検、定期の生活アンケートの実施、

②教育相談…定期教育相談の実施（朝の時間帯での実施も含む）、チャンス相談・声掛け相談の実施

③HYPER・QU…年2回実施 結果の検討を校内研修として行う。

学級満足度、学校生活意欲度、進路意識度、ソーシャルスキルの診断

④生徒理解の充実…毎週の学年部会、生徒指導部会、企画委員会では、必ず生徒理解の場を設定し、教師間の連携と共通理解を大切にしていく。

⑤スクールカウンセラーの活用…教育相談担当を窓口にしてスクールカウンセラーを活用する。

スクールカウンセラーに生徒理解の会に参加してもらう。

生徒、保護者へカンセリング活用を積極的に働きかける。

⑥議論する場の設定…特別活動において生徒自らいじめについて考え、議論する場を設定する。

いじめ見逃しゼロスクール集会など、事前・事後活動を含めて考え、議論する場を設定する。

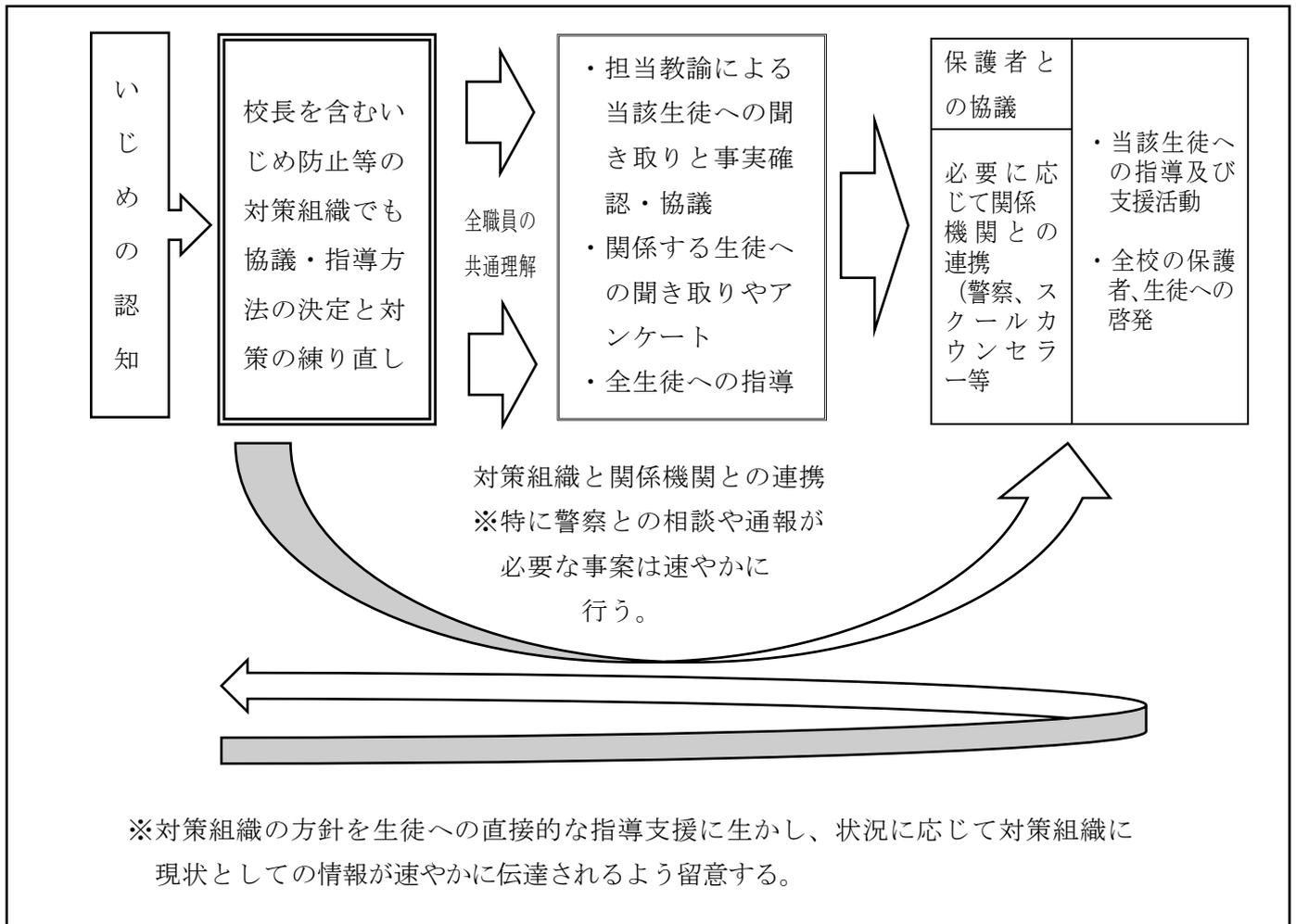
<いじめ防止に関する年間予定>

| 月 | 全校・学年での生徒の取組 | 担任・学級での取組 | その他 小中連携等 |
|--------|--|--------------------------------------|----------------------|
| 3月 | | | ・小学校との新入生の情報交換 |
| 4月 | ・新入生歓迎会・教育相談アンケート ・教育相談週間 ・部活動集会 | ・親和的な学級づくりのスタート | ・PTA評議委員会 ・PTA総会 |
| 5月 | ・いじめ調査アンケートの実施とその対応 ・生徒総会 | | |
| 6月 | ・人権教室（SNS講演会） ・いじめ調査アンケートの実施とその対応 | | ・町教研での小中連携（小中合同挨拶運動） |
| 7月 | ・夏休みの過ごし方指導 | ・いじめ見逃しゼロに関する学級活動 | |
| 8月 | ・QU研修 ・前期学校評価 | ・QUに基づく学級生徒理解 ・運動会を通じた学級づくり（事前活動） | ・町教研研修会 |
| 9月 | ・チャンス相談 ・いじめ調査アンケートの実施とその対応 | ・運動会を通じた学級づくり ・合唱コンクールを通じた学級づくり | |
| 10月 | ・教育相談アンケート | ・合唱コンクールを通じた学級づくり | ・町教研での小中連携（町合同挨拶運動） |
| 11月 | ・教育相談 ・生徒会選挙 ・いじめ調査アンケートの実施とその対応 | | ・町いじめ見逃しゼロスクール集会 |
| 12月 | ・QU研修 | ・QUに基づく学級生徒理解 | |
| 1月 | ・教育相談アンケート ・チャンス相談 | | |
| 2月 | ・いじめ調査アンケートの実施とその対応 ・教育相談 ・生徒総会 | | ・PTA評議委員会 |
| 3月 | ・卒業式に向けた心得指導 ・年度末学校評価 | ・学級のまとめ | |
| 年間を通して | ・毎週の生徒指導部会、学年部会、企画委員会での生徒理解の実施 ・生徒会、各委員会の日常活動 ・無言清掃の実施 | ・道徳、学活を通じた親和的な学級づくり ・エンカウンター等 | ・町教研、町園校長会、町P連等の連携 |

5 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。被害生徒の心のケアを最優先に掲げて当該生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態の時は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



6 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

①「いじめにより」当該学校に在籍する生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、前述に掲げた生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

< 状況の例 >

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめに起因しない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

いじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告し、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会と連携して当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は学校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 重大事態への対応の心構え

① 解決に向けた対応

教育委員会に重大事態が発生した旨を報告すると同時に、教育委員会の指導・助言の下「いじめ防止推進会議」を開催する。

② いじめを受けたと思われる生徒、保護者への対応

- ・ 事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 報告の期日を決めて、その日までに、精一杯の調査を行う。
- ・ 誠意をもって対応する。

③ いじめをしたと思われる生徒、保護者への対応

- ・ 情報を十分に収集し、事実関係やその他必要な情報を適切に報告する。
- ・ 丁寧な対応に努める。

④ 他の保護者、地域への説明

- ・ 迅速に、しかし慌てず、適切な時期に適切な内容を説明する機会を設ける。
- ・ 事実を伝える。

7 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、町の関係組織と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等に関わる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCAサイクルにより評価と改善を毎年行う。
- (5) いじめ防止基本方針をHP上にアップし、保護者・地域の人々への周知を図る。